

所管課	環境共生部環境政策課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第1章 環境調和都市			04 環境保全			01 公害などの無いまちをつくる									
事業：南河内広域公害対策事業										整理番号	1330					
目的	大阪府より権限移譲された公害規制関係7法令及び大阪府条例に基づき市民に求められる生活環境の実現をめざす。															
目標	大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び大阪府条例に基づく公害規制7事務を適切に運用し、公害発生の防止に努める。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		1,973		コスト情報・評価	総コスト(千円)		18,747		総合評価	A					
	財源内訳	一般財源	0			内訳	事業費	1,973			評価理由	妥当性	A			
		国府支出金	0				人件費	16,774				効率性	A			
		地方債	0				公債費	0				有効性	A			
		その他特定財源	1,973				一人あたり(円)	168				大阪府から移譲された公害7法令に係る規制事務の処理については、専門知識が必要であるため、南河内6団体で2名の専門職員を共同設置しており、少ない経費で大きな効果を上げている。				
			1,973				世帯あたり(円)	397								
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	大変貢献している。										
今後の方向性	大阪府からの権限移譲前と同程度の水準での指導実績を確保する。															

事業優先順位	1 細事業：南河内広域公害対策事業										整理番号	01
目的	大阪府より権限移譲された公害規制関係7法令及び大阪府条例に基づき市民に求められる生活環境の実現をめざす。											
目標	大阪府より権限移譲された公害規制関係7法令及び大阪府条例に基づき市民に求められる生活環境の実現をめざす。											
事業実施主体	直営	事業開始年	平成23年度	根拠法令	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等7法、及び、大阪府生活環境の保全等に関する条例							
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		1,973	2,081	-108		内訳	総コスト(千円)		18,747	19,538	-791
	財源内訳	一般財源	0	78	-78			事業費	1,973	2,081	-108	
		国府支出金	0	0	0			人件費	16,774	17,457	-683	
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0	
		広域公害処理負担金	1,973	2,003	-30			一人あたり(円)	168	173	-5	
			0				世帯あたり(円)	397	414	-17		
		0			職員数(人)		2.20	2.20	0.00			
	0			再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00					
今後の方向性	大阪府からの権限移譲前と同程度の水準での指導実績を確保する。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	法令及び条例対象事業所、工場、土地所有者等							
	A	A	A									

## 事業：南河内広域公害対策事業

南河内6市町村に大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び条例7事務<sup>\*1</sup>について「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の公害規制等に関する事務を行う職員の共同設置規約<sup>\*2</sup>」に基づき処理を行う。市民に求められる生活環境の実現を目指すため、公害規制関係法令及び条例7事務を適切に運用した結果、公害の発生の認知件数は0件であった。

### ※1 公害規制関係法令及び条例7事務

…大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（指定物質排出者への指導等）、土壌汚染対策法、PRT法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例

### ※2 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の公害規制等に関する事務を行う職員の共同設置規約

…南河内6市町村に大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び条例7事務については河内長野市を分担市として事務処理を行う。

## 細事業：南河内広域公害対策事業

大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び7事務を適切に運用する。

### 1. 南河内6市町村の公害規制関係法令等に基づく届出等の処理

251件の届出等がなされ、すべて適正に処理を行った。

### 2. 南河内6市町村の対象事業所（大気関係243事業所、水質関係246事業所）への立入検査

大気関係の対象事業所157事業所に立入検査を実施し、うち46事業所に対し施設の適正稼働等の指導を行った。

また、水質関係の対象事業所117事業所に立入検査を実施し、うち23事業所に対し施設の適正稼働等の指導を行った。

### 3. 南河内6市町村のアスベスト排出作業等への立入検査

43ヶ所の現場に立入検査を実施し、うち7ヶ所の現場に対し法令順守等の指導を行った。

事業所への立入検査



アスベスト排出作業の現場への立入検査

